

平成 13・01・12 製局第 4 号
経済産業省製造産業局
経済産業省経済産業局
内閣府沖縄総合事務局

アルコール事業許可等事務取扱要領を次のように定める。

平成 13 年 4 月 1 日

平成 18 年 3 月 31 日

平成 28 年 3 月 31 日

令和 2 年 12 月 28 日改正

アルコール事業許可等事務取扱要領

目次

第 1 章 通則

第 2 章 事業の許可等

第 1 節 アルコールの製造の事業

第 2 節 アルコールの輸入の事業

第 3 節 アルコールの販売の事業

第 4 節 アルコールの使用

第 3 章 試験研究の承認等

第 1 節 製造

第 2 節 輸入

第 4 章 雑則

附則

第 1 章 通則

(通則)

第 1 条 アルコールの事業の許可等に関する事務の取扱いについては、アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号。以下「法」という。）、アルコール事業法施行令（平成 12 年政令第 415 号。以下「政令」という。）、アルコール事業法施行規則（平成 12 年通商産業省令第 209 号。以下「省令」という。)

及びその他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 事業の許可等

第1節 アルコールの製造の事業

(許可)

第3条 経済産業局長（沖縄県の区域においては沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）は、法第3条第2項の規定に基づく申請があったときは、当該申請内容について、法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準について（平成13年1月16日付け平成13・01・12製第3号。以下「審査基準」という。）第1（1）に定める基準に適合していることを審査しなければならない。

2 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1（1）に定める基準に適合すると判断したときは、申請者ごとに許可番号を、及び申請のあった製造場又は貯蔵所ごとに整理番号を付し、様式第1によるアルコール製造事業許可書（以下「製造許可書」という。）を通知するものとする。

3 前項の製造許可書には、次に掲げる条件を付さなければならない。

（1）アルコール（特定アルコールを除く。）を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする製造場又は貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第1の2によるアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。

（2）特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。

（3）アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から5年間保存すること。

4 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1（1）に定める基準に適合しないと判断したときは、様式第2によるアルコール製造事業不許可書を通知するものとする。

5 第2項及び前項の通知は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規

定により経済産業局長が定める法第3条第1項の規定によるアルコール製造事業の許可に係る標準処理期間内に通知しなければならない。

(許可番号等)

第4条 前条第2項の許可番号及び整理番号は、別に定めるところにより付すものとする。

(承継)

第5条 経済産業局長は、法第7条第2項の規定に基づく届出があったときは、その製造事業者の地位を承継する者（以下「承継者」という。）が法第5条各号のいずれにも該当しないことを審査しなければならない。

2 経済産業局長は、承継者が法第5条各号のいずれにも該当せず、及び新設合併等による承継のため、承継される許可番号又は整理番号を変更する必要があると判断したときは、様式第3によるアルコール製造事業の承継に伴う許可番号及び整理番号の変更についてを通知するものとする。

3 経済産業局長は、承継者が法第5条各号のいずれかに該当すると判断したときは、様式第4によるアルコール製造事業者不承継通知書を通知するものとする。

(変更の許可等)

第6条 経済産業局長は、法第8条第1項の規定に基づく申請があったときは、当該申請内容について、審査基準第1(3)に定める基準に適合していることを審査しなければならない。

2 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(3)に定める基準に適合すると判断したときは、様式第5によるアルコール製造事業許可事項変更許可書を通知するものとする。この場合において、当該申請内容により第3条第2項の通知の際に付した整理番号を変更する必要があると判断したときは、当該整理番号を変更した旨を併せて通知するものとする。

3 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(3)に定める基準に適合しないと判断したときは、様式第6によるアルコール製造事業許可事項変更不許可書を通知するものとする。

4 前2項の通知は、行政手続法第6条の規定により経済産業局長が定める法第8条第1項の規定によるアルコール製造事業の変更の許可に係る標準処理期間

内に通知しなければならない。

(許可番号等の変更)

第7条 法第8条第2項の規定に基づく届出による変更後の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長は、当該届出者に係る許可番号及び整理番号を変更する必要があると判断したときは、様式第7によるアルコール製造事業許可事項変更に伴う許可番号及び整理番号の変更についてを通知するものとする。

(必要な行為の継続)

第8条 経済産業局長は、法第13条第1項の規定に基づく申請があったときは、当該申請内容について、審査基準第1(4)に定める基準に適合していることを審査しなければならない。

2 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(4)に定める基準に適合すると判断したときは、様式第8によるアルコールの製造又は譲渡の継続に係る期間の指定についてを通知するものとする。

3 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(4)に定める基準に適合しないと判断したときは、様式第9によるアルコールの製造又は譲渡の非継続についてを通知するものとする。

4 前2項の通知は、行政手続法第6条の規定により経済産業局長が定める法第13条第1項の規定によるアルコール製造事業の必要な行為の継続に係る標準処理期間内に通知しなければならない。

(名簿の作成)

第9条 経済産業局長は、第3条第2項の通知をした製造事業者について、様式第10によるアルコール製造事業者名簿(以下「名簿」という。)を作成しなければならない。

2 経済産業局長は、次の各号のいずれかに該当する者について、前項により作成した名簿から当該者を抹消しなければならない。

(1) 法第7条第2項の規定に基づき、届出された被承継者

(2) 法第11条第1項の規定に基づく届出をした者

(3) 法第12条の規定に基づき、アルコールの製造事業の許可を取り消された者

3 経済産業局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項により作

成した名簿を変更しなければならない。

- (1) 第6条第2項後段又は第8条第2項の通知をしたとき。
- (2) 第33条第2号の通知（許可の取り消しに係るものを除く。）があったとき又は法第12条の規定に基づき、6月以内の期間を定めてアルコールの製造事業の停止を命じたとき。
- (3) 法第8条第2項の規定に基づく法第3条第2項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項の変更の届出があったとき。

（酒母等の移出の承認）

第10条 経済産業局長は、法第15条の規定に基づく申請があったときは、当該申請内容について、審査基準第1（5）に定める基準に適合していることを審査しなければならない。

- 2 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1（5）に定める基準に適合すると判断したときは、様式第11によるアルコールの製造に係る酒母又はもろみの移出の承認についてを通知するものとする。
- 3 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1（5）に定める基準に適合しないと判断したときは、様式第12によるアルコールの製造に係る酒母又はもろみの移出の不承認についてを通知するものとする。
- 4 前2項の通知は、行政手続法第6条の規定により経済産業局長が定める法第15条の規定による酒母等の移出の承認に係る標準処理期間内に通知しなければならない。

（必要な書類の送付等）

第11条 次の各号のいずれかの通知若しくは命令を行い、又は届出若しくは申告を受けた経済産業局長は、当該通知、命令、届出又は申告に係る製造場又は貯蔵所の所在地を管轄していないときは、当該製造場又は貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。

- (1) 第3条第2項、第5条第2項若しくは第3項、第6条第2項、第7条又は第8条第2項の通知
- (2) 法第10条又は第12条の規定に基づく命令
- (3) 法第7条第2項、第8条第2項又は第11条の規定に基づく届出
- (4) 政令第2条第1項の規定に基づく申告

- 2 前条第2項の通知をした経済産業局長は、当該通知を受けた者の主たる事務所又は酒母若しくはもろみが移入される製造場の所在地を管轄しないときは、当該主たる事務所又は製造場の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。
- 3 法第7条の規定に基づく届出を受けた経済産業局長は、被承継者の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、その旨を当該被承継者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた経済産業局長は、前項の通知をした経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。
- 5 法第8条第2項の規定に基づく届出を受けた経済産業局長は、当該届出した者の変更後の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、当該主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。
- 6 法第9条第3項の規定に基づく報告を受けた経済産業局長は、当該報告した者の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、当該主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。

(協議)

第12条 経済産業局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その判断の基礎となる書類を添えて、製造産業局長に協議しなければならない。

- (1) 第3条第4項、第5条第3項、第6条第3項、第8条第3項又は第10条第3項の通知をしようとするとき。
- (2) 法第10条の規定に基づき、製造事業者の業務の運営に関し改善の命令をしようとするとき。
- (3) 法第12条の規定に基づき、アルコールの製造事業の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の停止の命令をしようとするとき。
- (4) 法第39条第1項の規定に基づき、許可又は承認に条件(第3条第3項各号に掲げる条件を除く。)を付し、又はこれを変更しようとするとき。

(報告)

第13条 経済産業局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、それらに関する書類を添えて、その旨を製造産業局長に報告しなければならない。

- (1) 法第40条第1項の規定に基づき、製造事業者の業務に関し報告を求め

たとき。

(2) 法第40条第1項の規定に基づく報告を求め、その報告があったとき。

- 2 経済産業局長は、年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)におけるアルコールの製造の事業に係る申請に対する処分、法第40条の規定に基づく報告及び立入検査、登録免許税の納付額並びに譲渡した特定アルコール等の実績について、毎年5月末日までに、様式第13によるアルコール製造事業に関する行政処分等の実績報告書を製造産業局長に報告しなければならない。

第2節 アルコールの輸入の事業

(許可)

第14条 経済産業局長は、法第16条第2項の規定に基づく申請があったときは、当該申請内容について、審査基準第1(6)に定める基準に適合していることを審査しなければならない。

- 2 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(6)に定める基準に適合すると判断したときは、申請者ごとに許可番号を、及び申請のあった貯蔵所ごとに整理番号を付し、様式第14によるアルコール輸入事業許可書(以下「輸入許可書」という。)を通知するものとする。

- 3 前項の輸入許可書には、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) アルコール(特定アルコールを除く。)を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第14の2によるアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。

(2) 特定アルコールを所持するときは、アルコール(特定アルコールを除く。)とは別に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。

(3) アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から5年間保存すること。

- 4 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(6)に定める基準に適合し

ないと判断したときは、様式第15によるアルコール輸入事業不許可書を通知するものとする。

- 5 第2項及び前項の通知は、行政手続法第6条の規定により経済産業局長が定める法第16条第1項の規定によるアルコール輸入事業の許可に係る標準処理期間内に通知しなければならない。

(必要な書類の送付等)

第15条 次の各号のいずれかの通知若しくは命令を行い、又は届出若しくは申告を受けた経済産業局長は、当該通知、命令、届出又は申告に係る貯蔵所の所在地を管轄していないときは、当該貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。

(1) 前条第2項又は第17条において準用する第5条第2項若しくは第3項、第6条第2項、第7条若しくは第8条第2項の通知

(2) 法第20条において準用する法第10条又は第12条の規定に基づく命令

(3) 法第20条において準用する法第7条第2項、第8条第2項又は第11条の規定に基づく届出

(4) 政令第2条第1項の規定に基づく申告

- 2 法第20条において準用する法第7条の規定に基づく届出を受けた経済産業局長は、被承継者の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、その旨を当該被承継者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた経済産業局長は、前項の通知をした経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。

- 4 法第20条において準用する法第8条第2項の規定に基づく届出を受けた経済産業局長は、当該届出した者の変更後の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、当該主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。

- 5 法第20条において準用する法第9条第3項の規定に基づく報告を受けた経済産業局長は、当該報告した者の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、当該主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するも

のとする。

(協議)

第16条 経済産業局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その判断の基礎となる書類を添えて、製造産業局長に協議しなければならない。

(1) 第14条第4項又は次条において準用する第5条第3項、第6条第3項若しくは第8条第3項の通知をしようとするとき。

(2) 法第20条において準用する法第10条の規定に基づき、輸入事業者の業務の運営に関し改善の命令をしようとするとき。

(3) 法第20条において準用する法第12条の規定に基づき、アルコールの輸入事業の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の停止の命令をしようとするとき。

(4) 法第39条第1項の規定に基づき、許可に条件(第14条第3項各号に掲げる条件を除く。)を付し、又はこれを変更しようとするとき。

(5) 省令第19条第1号ただし書の規定に基づき、管理上差し支えないと認めようとするとき。

(準用)

第17条 第4条から第9条まで及び第13条の規定はアルコールの輸入の事業について準用する。この場合において、第4条中「前条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、第5条中「法第5条各号」とあるのは「法第20条において準用する法第5条各号」と、同条第1項中「法第7条第2項」とあるのは「法第20条において準用する法第7条第2項」と、同条第2項中「様式第3によるアルコール製造事業の承継に伴う許可番号及び整理番号の変更について」とあるのは「様式第16によるアルコール輸入事業の承継に伴う許可番号及び整理番号の変更について」と、同条第3項中「様式第4によるアルコール製造事業者不承継通知書」とあるのは「様式第17によるアルコール輸入事業者不承継通知書」と、第6条中「(3)」とあるのは「(9)」と、同条第1項及び第4項中「法第8条第1項」とあるのは「法第20条において準用する法第8条第1項」と、同条第2項中「様式第5によるアルコール製造事業許可事項変更許可書」とあるのは「様式第18によるアルコール輸入事業許可事項変更許可書」と、「第3条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同条第3項中

「様式第6によるアルコール製造事業許可事項変更不許可書」とあるのは「様式第19によるアルコール輸入事業許可事項変更不許可書」と、第7条中「法第8条第2項」とあるのは「法第20条において準用する法第8条第2項」と、「様式第7によるアルコール製造事業許可事項変更に伴う許可番号及び整理番号の変更について」とあるのは「様式第20によるアルコール輸入事業許可事項変更に伴う許可番号及び整理番号の変更について」と、第8条中「(4)」とあるのは「(8)」と、同条第1項及び第4項中「法第13条第1項」とあるのは「法第19条第1項」と、同条第2項中「様式第8によるアルコールの製造又は譲渡の継続に係る期間の指定について」とあるのは「様式第21によるアルコールの譲渡の継続に係る期間の指定について」と、同条第3項中「様式第9によるアルコールの製造又は譲渡の非継続について」とあるのは「様式第22によるアルコールの譲渡の非継続について」と、第9条第1項中「第3条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、「様式第10によるアルコール製造事業者名簿」とあるのは「様式第23によるアルコール輸入事業者名簿」と、同条第2項第1号中「法第7条第2項」とあるのは「法第20条において準用する法第7条第2項」と、同項第2号中「法第11条第1項」とあるのは「法第20条において準用する法第11条第1項」と、同項第3号及び同条第3項第2号中「法第12条」とあるのは「法第20条において準用する法第12条」と、同条第3項第1号中「第6条第2項後段又は第8条第2項」とあるのは「第17条において準用する第6条第2項後段又は第8条第2項」と、同項第3号中「法第8条第2項」とあるのは「法第20条において準用する法第8条第2項」と、「法第3条第2項第1号、第2号又は第5号」とあるのは「法第16条第2項第1号、第2号又は第5号」と、第13条第2項中「様式第13によるアルコール製造事業に関する行政処分等の実績報告書」とあるのは「様式第24によるアルコール輸入事業に関する行政処分等の実績報告書」と読み替えるものとする。

第3節 アルコールの販売の事業

(許可)

第18条 経済産業局長は、法第21条第2項の規定に基づく申請があったときは、当該申請内容について、審査基準第1(10)に定める基準に適合してい

ることを審査しなければならない。

- 2 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1（10）に定める基準に適合すると判断したときは、申請者ごとに許可番号を、及び申請のあった営業所又は貯蔵所ごとに整理番号を付し、様式第25によるアルコール販売事業許可書（以下「販売許可書」という。）を通知するものとする。
- 3 前項の販売許可書には、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - （1）アルコール（特定アルコールを除く。）を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする営業所又は貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第25の2によるアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
 - （2）特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。
 - （3）アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から5年間保存すること。
- 4 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1（10）に定める基準に適合しないと判断したときは、様式第26によるアルコール販売事業不許可書を通知するものとする。
- 5 第2項及び前項の通知は、行政手続法第6条の規定により経済産業局長が定める法第21条第1項の規定によるアルコール販売事業の許可に係る標準処理期間内に通知しなければならない。

（必要な書類の送付等）

第19条 次の各号のいずれかの通知若しくは命令を行い、又は届出を受けた経済産業局長は、当該通知、命令又は届出に係る営業所又は貯蔵所の所在地を管轄していないときは、当該営業所又は貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。

- （1）前条第2項又は第21条において準用する第5条第2項若しくは第3項、第6条第2項、第7条若しくは第8条第2項の通知
- （2）法第25条において準用する法第10条又は第12条の規定に基づく命

令

- (3) 法第25条において準用する法第7条第2項、第8条第2項又は第11条の規定に基づく届出
- 2 法第25条において準用する法第7条の規定に基づく届出を受けた経済産業局長は、被承継者の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、その旨を当該被承継者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた経済産業局長は、前項の通知をした経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。
- 4 法第25条において準用する法第8条第2項の規定に基づく届出を受けた経済産業局長は、当該届出した者の変更後の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、当該主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。
- 5 法第25条において準用する法第9条第3項の規定に基づく報告を受けた経済産業局長は、当該報告した者の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、当該主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。

(協議)

第20条 経済産業局長は、次のいずれかに該当する場合には、その判断の基礎となる書類を添えて、製造産業局長に協議しなければならない。

- (1) 第18条第4項又は次条において準用する第5条第3項、第6条第3項若しくは第8条第3項の通知をしようとするとき。
- (2) 法第25条において準用する法第10条の規定に基づき、販売事業者の業務の運営に関し改善の命令をしようとするとき。
- (3) 法第25条において準用する法第12条の規定に基づき、アルコールの販売事業の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の停止の命令をしようとするとき。
- (4) 法第39条第1項の規定に基づき、許可に条件（第18条第3項各号に掲げる条件を除く。）を付し、又はこれを変更しようとするとき。
- (5) 省令第26条第1号ただし書の規定に基づき、管理上差し支えないと認

めようとするとき。

(準用)

第21条 第4条から第9条まで及び第13条の規定はアルコールの販売の事業について準用する。この場合において、第4条中「前条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、第5条中「法第5条各号」とあるのは「法第25条において準用する法第5条各号」と、同条第1項中「法第7条第2項」とあるのは「法第25条において準用する法第7条第2項」と、同条第2項中「様式第3によるアルコール製造事業の承継に伴う許可番号及び整理番号の変更について」とあるのは「様式第27によるアルコール販売事業の承継に伴う許可番号及び整理番号の変更について」と、同条第3項中「様式第4によるアルコール製造事業者不承継通知書」とあるのは「様式第28によるアルコール販売事業者不承継通知書」と、第6条中「(3)」とあるのは「(13)」と、同条第1項及び第4項中「法第8条第1項」とあるのは「法第25条において準用する法第8条第1項」と、同条第2項中「様式第5によるアルコール製造事業許可事項変更許可書」とあるのは「様式第29によるアルコール販売事業許可事項変更許可書」と、「第3条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同条第3項中「様式第6によるアルコール製造事業許可事項変更不許可書」とあるのは「様式第30によるアルコール販売事業許可事項変更不許可書」と、第7条中「法第8条第2項」とあるのは「法第25条において準用する法第8条第2項」と、「様式第7によるアルコール製造事業許可事項変更に伴う許可番号及び整理番号の変更について」とあるのは「様式第31によるアルコール販売事業許可事項変更に伴う許可番号及び整理番号の変更について」と、第8条中「(4)」とあるのは「(12)」と、同条第1項及び第4項中「法第13条第1項」とあるのは「法第24条第1項」と、同条第2項中「様式第8によるアルコールの製造又は譲渡の継続に係る期間の指定について」とあるのは「様式第32によるアルコールの譲渡の継続に係る期間の指定について」と、同条第3項中「様式第9によるアルコールの製造又は譲渡の非継続について」とあるのは「様式第22によるアルコールの譲渡の非継続について」と、第9条第1項中「第3条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、「様式第10によるアルコール製造事業者名簿」とあるのは「様式第33によるアルコール販売事業者名簿」

と、同条第2項第1号中「法第7条第2項」とあるのは「法第25条において準用する法第7条第2項」と、同項第2号中「法第11条第1項」とあるのは「法第25条において準用する法第11条第1項」と、同項第3号及び同条第3項第2号中「法第12条」とあるのは「法第25条において準用する法第12条」と、同条第3項第1号中「第6条第2項後段又は第8条第2項」とあるのは「第21条において準用する第6条第2項後段又は第8条第2項」と、同項第3号中「法第8条第2項」とあるのは「法第25条において準用する法第8条第2項」と、「法第3条第2項第1号、第2号又は第5号」とあるのは「法第21条第2項第1号、第2号又は第5号」と、第13条第2項中「登録免許税の納付額並びに譲渡した特定アルコール等」とあるのは「登録免許税の納付額等」と、「様式第13によるアルコール製造事業に関する行政処分等の実績報告書」とあるのは「様式第34によるアルコール販売事業に関する行政処分等の実績報告書」と読み替えるものとする。

第4節 アルコールの使用

(許可)

- 第22条 経済産業局長は、法第26条第2項の規定に基づく申請があったときは、当該申請内容について、審査基準第1(14)に定める基準に適合していることを審査しなければならない。
- 2 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(14)に定める基準に適合すると判断したときは、申請者ごとに許可番号を、及び申請のあった使用施設又は貯蔵設備ごとに整理番号を付し、様式第35によるアルコール使用許可書(以下「使用許可書」という。)を通知するものとする。
- 3 前項の使用許可書には、第1号及び第2号に掲げる条件に加え、アルコールの使用方法がアルコールの使用の過程において、アルコール又はアルコール含有物(アルコールの使用の過程において回収されるアルコールを含む物質であって、アルコール分が90度未満のものをいう。以下同じ。)が回収されるものによる場合については第3号から第6号まで(アルコール含有物の性状が酒類の原料に不正に使用されるおそれのないものと認められるときは、第4号及び第5号を除く。)に掲げる条件を、アルコールの用途が機械器具洗浄用による場合については第7号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) アルコール（特定アルコールを除く。）を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする使用施設又は貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局長に様式第35の2によるアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
 - (2) 特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。
 - (3) 回収したアルコール又はアルコール含有物（以下「回収したアルコール等」という。）は、使用に供していないアルコールとは別に蔵置すること。
 - (4) 回収したアルコール含有物の譲渡は、当該譲渡するアルコール含有物の性状が酒類の原料に不正に使用されるおそれのないものと認められるものでなければならないこと。ただし、アルコールの原料として製造事業者に譲渡するときは、この限りでない。
 - (5) 回収したアルコール含有物を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする使用施設又は貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局長に様式第35の3によるアルコール含有物廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
 - (6) 回収したアルコール等の回収、精製、再使用、譲渡、廃棄等に関する帳簿を備え、記載の日から5年間保存すること。
 - (7) 洗浄しようとする機械器具の洗浄方法及び頻度並びにその記録に関する事項に係る内部規則等を備えることとし、当該内部規則等に変更があったときは、遅滞なく経済産業局長に届け出ること。
- 4 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1（14）に定める基準に適合しないと判断したときは、様式第36によるアルコール使用不許可書を通知するものとする。
 - 5 第2項及び前項の通知は、行政手続法第6条の規定により経済産業局長が定める法第26条第1項の規定によるアルコールの使用の許可に係る標準処理期間内に通知しなければならない。
(アルコールの譲渡の承認)

第23条 経済産業局長は、法第22条第1項ただし書の規定に基づく申請があったときは、当該申請内容について、審査基準第1(11)に定める基準に適合していることを審査しなければならない。

2 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(11)に定める基準に適合すると判断したときは、様式第37によるアルコールの譲渡の承認について(以下「譲渡承認書」という。)を通知するものとする。

3 前項の譲渡承認書には、アルコールの譲渡が輸出である場合については、本譲渡承認書に係るアルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から5年間保存しなければならない旨の条件を付さなければならない。

4 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(11)に定める基準に適合しないと判断したときは、様式第38によるアルコールの譲渡の不承認についてを通知するものとする。

5 第2項及び前項の通知は、行政手続法第6条の規定により経済産業局長が定める法第22条第1項ただし書の規定による許可使用者のアルコールの譲渡の承認に係る標準処理期間内に通知しなければならない。

(必要な書類の送付等)

第24条 次の各号のいずれかの通知若しくは命令を行い、又は届出を受けた経済産業局長は、当該通知、命令又は届出に係る使用施設又は貯蔵設備の所在地を管轄していないときは、当該使用施設又は貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。

(1) 第22条第2項又は第26条において準用する第5条第2項若しくは第3項、第6条第2項、第7条若しくは第8条第2項の通知

(2) 法第30条において準用する法第10条又は第12条の規定に基づく命令

(3) 法第30条において準用する法第7条第2項、第8条第2項又は第11条の規定に基づく届出

2 前条第2項の通知をした経済産業局長は、当該通知を受けた者の主たる事務所又は譲渡される使用施設若しくは貯蔵設備(アルコールの譲渡が輸出である場合を除く。)の所在地を管轄しないときは、当該主たる事務所又は使用施設

若しくは貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。

- 3 法第30条において準用する法第7条の規定に基づく届出を受けた経済産業局長は、被承継者の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、その旨を当該被承継者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた経済産業局長は、前項の通知をした経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。
- 5 法第30条において準用する法第8条第2項の規定に基づく届出を受けた経済産業局長は、当該届出した者の変更後の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、当該主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。
- 6 法第30条において準用する法第9条第3項の規定に基づく報告を受けた経済産業局長は、当該報告した者の主たる事務所の所在地を管轄しないときは、当該主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。

(協議)

第25条 経済産業局長は、次の各号に掲げる場合には、その判断の基礎となる書類を添えて、製造産業局長に協議しなければならない。

- (1) 第22条第4項、第23条第4項又は次条において準用する第5条第3項、第6条第3項若しくは第8条第3項の通知をしようとするとき。
- (2) 法第30条において準用する法第10条の規定に基づき、許可使用者の業務の運営に関し改善の命令をしようとするとき。
- (3) 法第30条において準用する法第12条の規定に基づき、アルコールの使用の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその使用の停止の命令をしようとするとき。
- (4) 法第39条第1項の規定に基づき、許可又は承認に条件(第22条第3項各号及び第23条第3項に掲げる条件を除く。)を付し、又はこれを変更しようとするとき。
- (5) 省令第32条第1号ただし書の規定に基づき、管理上差し支えないと認

めようとするとき。

(準用)

第26条 第4条から第9条まで及び第13条の規定はアルコールの使用について準用する。この場合において、第4条中「前条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、第5条中「法第5条各号」とあるのは「法第30条において準用する法第5条各号」と、同条第1項中「法第7条第2項」とあるのは「法第30条において準用する法第7条第2項」と、同条第2項中「様式第3によるアルコール製造事業の承継に伴う許可番号及び整理番号の変更について」とあるのは「様式第39によるアルコールの使用の承継に伴う許可番号及び整理番号の変更について」と、同条第3項中「様式第4によるアルコール製造事業者不承継通知書」とあるのは「様式第40によるアルコール許可使用者不承継通知書」と、第6条中「(3)」とあるのは「(16)」と、同条第1項及び第4項中「法第8条第1項」とあるのは「法第30条において準用する法第8条第1項」と、同条第2項中「様式第5によるアルコール製造事業許可事項変更許可書」とあるのは「様式第41によるアルコール使用許可事項変更許可書」と、「第3条第2項」とあるのは「第24条第2項」と、同条第3項中「様式第6によるアルコール製造事業許可事項変更不許可書」とあるのは「様式第42によるアルコール使用許可事項変更不許可書」と、同条第4項中「アルコール製造事業」とあるのは「アルコールの使用」と、第7条中「法第8条第2項」とあるのは「法第30条において準用する法第8条第2項」と、「様式第7によるアルコール製造事業許可事項変更に伴う許可番号及び整理番号の変更について」とあるのは「様式第43によるアルコール使用許可事項変更に伴う許可番号及び整理番号の変更について」と、第8条中「(4)」とあるのは「(15)」と、同条第1項及び第4項中「法第13条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と、同条第2項中「様式第8によるアルコールの製造又は譲渡の継続に係る期間の指定について」とあるのは「様式第44によるアルコールの使用の継続に係る期間の指定について」と、同条第3項中「様式第9によるアルコールの製造又は譲渡の非継続について」とあるのは「様式第45によるアルコールの使用の非継続について」と、同条第4項中「アルコール製造事業」とあるのは「アルコールの使用」と、第9条第1項中「第3条第2項」とある

のは「第24条第2項」と、「様式第10によるアルコール製造事業者名簿」とあるのは「様式第46によるアルコール許可使用者名簿」と、同条第2項第1号中「法第7条第2項」とあるのは「法第30条において準用する法第7条第2項」と、同項第2号中「法第11条第1項」とあるのは「法第30条において準用する法第11条第1項」と、同項第3号及び同条第3項第2号中「法第12条」とあるのは「法第30条において準用する法第12条」と、「製造事業」とあるのは「使用」と、同条第3項第1号中「第6条第2項後段又は第8条第2項」とあるのは「第26条において準用する第6条第2項後段又は第8条第2項」と、同項第3号中「法第8条第2項」とあるのは「法第30条において準用する法第8条第2項」と、「法第3条第2項第1号、第2号又は第5号」とあるのは「法第26条第2項第1号、第2号又は第5号」と、第13条第2項中「製造の事業」とあるのは「使用」と、「登録免許税の納付額並びに譲渡した特定アルコール等」とあるのは「登録免許税の納付額等」と、「様式第13によるアルコール製造事業に関する行政処分等の実績報告書」とあるのは「様式第47によるアルコールの使用に関する行政処分等の実績報告書」と読み替えるものとする。

第3章 試験研究の承認等

第1節 製造

(承認)

- 第27条 経済産業局長は、法第4条第3号の規定に基づく承認の申請があったときは、当該申請内容について、審査基準第1(2)に定める基準に適合していることを審査しなければならない。
- 2 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(2)に適合すると判断したときは、様式第48によるアルコール試験研究製造承認書(以下「製造承認書」という。)を通知するものとする。
- 3 前項の製造承認書には、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 本製造承認書に係るアルコールの製造は、申請された場所及び期間によること。
 - (2) 本製造承認書に係る半製品又はアルコールを処分するときは、申請された処分方法によること。

- (3) 本製造承認書に係る試験研究製造を終了した際に酒母又はもろみを所持するときは、当該酒母又はもろみを廃棄処分すること。
 - (4) 本製造承認書に係る業務に関し、様式第48の2による原料・アルコール管理簿を備え、記載の日から5年間保存すること。
 - (5) 本製造承認書に係る試験研究製造実績について、試験研究製造を終了したときは遅滞なく、又は試験研究製造期間が1年を超えるときは年度における実績を毎年4月末日までに、様式第48の3によるアルコール試験研究製造に関する実績報告書を経済産業局長に提出すること。
- 4 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(2)に適合しないと判断したときは、様式第49によるアルコール試験研究製造不承認書を通知するものとする。
- 5 第2項及び前項の通知は、行政手続法第6条の規定により経済産業局長が定める法第4条第3号の規定による試験研究製造の承認に係る標準処理期間内に通知しなければならない。

(必要な書類の送付等)

第27条の2 前条第2項の通知をした経済産業局長は、当該通知を受けた者の主たる事務所の所在地をを管轄しないときは、当該主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に必要な書類を送付するものとする。

(協議)

第28条 経済産業局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その判断の基礎となる書類を添えて、製造産業局長に協議しなければならない。

- (1) 第27条第4項の通知をしようとするとき。
- (2) 法第39条の規定に基づき、承認に条件(前条第3項各号に掲げる条件を除く。)を付し、これを変更しようとするとき。

(報告)

第29条 経済産業局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、それらに関する書類を添えて、その旨を製造産業局長に報告しなければならない。

- (1) 法第40条第1項の規定に基づき、承認試験研究製造者の業務に関し報告を求めたとき。
- (2) 法第40条第1項の規定に基づく報告を求め、その報告があったとき。

- 2 経済産業局長は、年度におけるアルコールの試験研究製造に係る申請に対する処分並びに法第40条の規定に基づく報告及び立入検査の実績について、毎年5月末日までに、様式第50によるアルコール試験研究製造に関する行政処分の実績報告書を製造産業局長に報告しなければならない。

第2節 輸入

(承認)

第30条 経済産業局長は、法第17条ただし書の規定に基づく承認の申請があったときは、当該申請内容について、審査基準第1(7)に定める基準に適合していることを審査しなければならない。

- 2 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(7)に適合すると判断したときは、様式第51によるアルコール試験研究輸入承認書(以下「輸入承認書」という。)を通知するものとする。

- 3 前項の輸入承認書には、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 本輸入承認書に係るアルコールの輸入は、申請された陸揚地によること。

(2) 本輸入承認書に係る輸入したアルコールの試験、研究又は分析を行う場所は、申請された場所によること。

(3) 本輸入承認書に係る輸入したアルコールを処分するときは、申請された処分の方法によること。

(4) 本輸入承認書に係る業務に関し、アルコールの移出入に関する帳簿を備え、記載の日から5年間保存すること。

- 4 経済産業局長は、当該申請内容が審査基準第1(7)に適合しないと判断したときは、様式第52によるアルコール試験研究輸入不承認書を通知するものとする。

- 5 第2項及び前項の通知は、行政手続法第6条の規定により経済産業局長が定める法第17条ただし書の規定による試験研究輸入の承認に係る標準処理期間内に通知しなければならない。

第31条 削除

(準用)

第32条 第27条の2から第29条の規定はアルコールの試験研究輸入について準用する。この場合において、第27条の2中「前条第2項」とあるのは「第

30条第2項」と、「主たる事務所の所在地を」とあるのは「主たる事務所の所在地を、又は試験、研究若しくは分析を行う場所の所在地を」と、第28条第1号中「前条第4項」とあるのは「第30条第4項」と、同条第2号中「前条第3項各号」とあるのは「第30条第3項各号」と、第29条第1項第1号中「承認試験研究製造者」とあるのは「承認輸入者」と、同条第2項中「アルコールの試験研究製造」とあるのは「アルコールの試験研究輸入」と、「様式第50によるアルコール試験研究製造に関する行政処分等の実績報告書」とあるのは「様式第53によるアルコール試験研究輸入に関する行政処分等の実績報告書」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(通知)

第33条 製造産業局長は、次の各号に掲げる場合には、その旨を所轄経済産業局長に通知するものとする。

- (1) 法第10条（法第20条、第25条及び第30条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、製造事業者、輸入事業者、販売事業者又は許可使用者の業務の運営に関し改善を命じられたとき。
- (2) 法第12条（法第20条、第25条及び第30条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、アルコールの製造事業、輸入事業、販売事業又は使用の許可を取り消され、又は6月以内の期間を定めてその事業の停止が命じられたとき。
- (3) 法第40条の規定に基づき、製造事業者、輸入事業者、販売事業者、許可使用者、承認試験研究製造者又は承認輸入者の業務に関し報告を求められたとき。
- (4) 法第40条の規定に基づく報告を求められ、その報告があったとき。

(国に対する適用)

第34条 この要領の規定は、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項、

第12条第1号（第3条第4項に係るものに限る。）及び第4号、第14条第1項、第16条第1号（第14条第4項に係るものに限る。）、第4号及び第5号、第18条第1項、第20条第1号（第18条第4項に係るものに限る。）、第4号及び第5号、第22条第1項、第25条第1号（第22条第4項に係るものに限る。）、第4号及び第5号、第27条第1項、第28条、第30条第1項並びに第32条において準用する第28条の規定は、同年1月16日から施行する。

（みなし製造事業者への通知）

第2条 法附則第10条第1項の規定に基づき、法第3条第1項の許可を受けたものとみなされる者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長は、当該みなされる者に様式第54によるアルコール製造事業許可書を通知するものとする。

（みなし販売事業者への通知）

第3条 法附則第15条第1項の規定に基づき、法第21条第1項の許可を受けたものとみなされる者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長は、当該みなされる者に様式第55によるアルコール販売事業許可書を通知するものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要領は、令和2年12月28日から施行する。